

| | | | |
|---------------------|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成29年6月8日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第2部 |
| 事件番号 | 平成29年(行ケ)10033号 | | |
| ○ 商標登録取消審決を取り消した事例。 | | | |

(関連条文) 商標法50条

(関連する権利番号等) 取消2016-670007号, 国際登録第1002196号

判 決 要 旨

1 原告は、指定商品に第9類と第18類の商品を含む国際登録第1002196号の商標(本件商標)の商標権者である。被告は、本件商標の指定商品中、第9類「全指定商品」及び第18類「全指定商品」につき商標法50条に基づく商標登録取消審判を請求し(取消2016-670007号)、その登録は平成28年4月15日にされた。特許庁は、第9類「全指定商品」及び第18類「全指定商品」について、本件商標の登録を取り消す旨の審決をした。

2 本判決は、以下のとおり判断し、審決を取り消した。

(1) 使用商標について

本件商品1～3には本件商標が付されていたところ、ビクトリノックス日本支社は、本件商品1～3を譲渡したものと認められる。また、同社は、本件商品1～3を販売のため掲載したウェブサイトの本件商標を表示したから、本件商品1～3に関する広告を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供したものと認められる。したがって、同社は、本件商標を使用したものと認められる。

(2) 使用商品について

本件商品1～3は、革製のケースであって、スイスアーミーナイフに適合するものとして販売されているものの、その形状は略直方体であってスイスアーミーナイフ以外の物を収納することも可能であること、その販売形態は、収納物を伴うことなく本件商品1～3のみで購入することが可能であること、スイスアーミーナイフには、刃物であるナイフ等以外に、栓抜きやつまようじなど、他の物も組み込まれていることからすると、第18類「small personal leather goods」(革製の小さな身の回りの物)に該当するといえることができる。

(3) 使用時期について

本件商標は、本件商品1～3に、本件要証期間内である、平成25年5月24日、同年8月10日、平成26年2月18日及び同年3月11日に使用されたことが認められる。

(4) 使用者について

ビクトリノックス日本支社は、ビクトリノックス本社とともに本件商標を管理しており、本件商標を使用していたことからすると、本件商標の通常使用権者であると認められる。

(5) したがって、原告は、要証期間内に日本国内において、本件商標の通常使用権者が、

商標登録取消請求に係る指定商品の一部に、本件商標（社会通念上同一と認められる商標を含む。）を使用していたことを証明したものと認められる。本件商標の登録は、その指定商品のうち、請求に係る指定商品について、商標法50条の規定により、取り消すことができない。